

奈良県中部農林振興事務所ホームページ（朝市・直売所）掲載要領

第1 掲載対象者

実施主体から様式1により申し出があり、第5の①～⑤の条件を満たしているものは、中部農林振興事務所のHPに掲載する。

第2 掲載期間

掲載期間は掲載依頼日から1年間とする。

第3 掲載の継続

掲載の継続を希望する場合は、実施主体は様式1により継続を申請する。

第4 内容の変更

実施主体は掲載内容に変更が生じた場合は、様式1により変更の届け出を行う。

第5 掲載要件

- ①個人ではなく、運営規約が定められた組織として取り組んでいるもの
- ②中部農林振興事務所管内に営業施設があり、管内生産者の農林畜産物及び農産加工品を販売しているもの
- ③月1回以上営業しているもの
- ④生産履歴記帳の確認体制が整備されており、生産履歴記帳の確認責任者がいること
- ⑤食品衛生法などの法律を遵守していること

第6 掲載の削除

第3の継続申請がない場合、または第5の要件を満たさなくなった場合、或いは行政の指導を受け改善を行わなかった場合は、県の判断で削除するものとする。

平成22年4月12日施行

平成28年4月12日様式改正